

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る行政相談

2. 日時：令和3年7月28日（水）16時00分～16時15分

3. 場所：

原子力規制庁10階南会議室

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、伊藤安全審査官、島村主任安全審査官、上野管理官補佐、井上技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所バックエンド技術部 技術主席 他2名

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室

マネージャー他1名

5. 議事要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その7）（令和3年1月25日付け認可）に関する津波防護壁ゲート本体の材料規格の変更について、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験炉規則」という。）第2条の2第2項に規定する軽微な変更による届出を行いたい旨、令和3年6月30日及び7月7日に行政相談があったことを受け、原子力規制庁から、以下の通り回答を行った。

（1）本材料規格の変更は、試験炉規則第2条の2第2項に規定する試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更であり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条第2項のただし書の原子力規制委員会規則で定める設計及び工事の計画の軽微な変更に該当すると判断する。

○原子力機構から、了解した旨の返答があった。

6. 配付資料

なし